

1週間のニュースが早わかり!!

福祉・介護の
総合情報

ウィークリー
JS Weekly

2018
8/24
vol.646

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 TEL.03-5211-7700 FAX.03-5211-7705
E-mail : js.jimukyoku@roushikyo.or.jp HP : http://www.roushikyo.or.jp/

JS
研修

医療と介護のハブ的役割を果たすべく、必要な知識を学ぶ

全国老施協「平成30年度看護職員研修会」8月20日

全国老施協は8月20日、「平成30年度看護職員研修会～その人らしいQOLを最期まで支えるために 医療介護連携を引き出す高齢者福祉施設の看護とは～」を東京都内で開催した。

ポイント

- QOL を高める伴走型介護とケアマネジメントを学習
- 特養における看取りの現状と課題について学習
- 看護職員が身につけておきたいコミュニケーションスキルを実践形式で学習



開会挨拶に立った全国老施協の小川望研修委員会副委員長は、「QOL向上を主とする生活支援と効果的なケアには医療・介護の連携が不可欠であり、看護職員には施設の医療の中心を担い、医療と介護のハブ的な役割が求められる。本研修会で必要な知識や役割を学んでいただきたい」と呼びかけた。

続いて、全国老施協の太田二郎常任理事・統括幹事が基調報告。介護を取りまく課題に対する全国老施協の提案をまとめた「JS Draft2018」に触れたうえで、「全国老施協が掲げる課題は、個々の施設が抱えている問題である。どうしていくかを一緒に考えたい」と述べた。

◎QOL向上に資するマネジメントをレクチャー

まず、山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科准教授の伊藤健次氏が「QOLを高める伴走型介護と高齢者福祉施設のケアマネジメント」と題して講演。冒頭で介護を取り巻く現状などを挙げ、「今後、一般的なケアは地域においても提供される。だからこそ、特養ではプロ集団にしかできないケア、非専門職のレスパイトなど、地域ケアの底上げを担う拠点機能が求められる。医療と

対等な連携相手として認識されるためには、施設に勤務する看護職の役割は大きい」と述べた。

《今週の記事》

全国老施協

- * 医療と介護のハブ的役割を果たすべく、必要な知識を学ぶ
- * 関係通知等を踏まえ、会計処理の実務に必要な知識・スキルを学ぶ
- * 次年度予算概算要求等に向けて、要望書を提出

関係団体・関係機関

- * 養護老人ホーム 人員基準改正を公布
- * ACP 愛称を募集
- * レノファ健康・元気体操を開発、発表
- * 軽費・養護老人ホーム経営セミナーを開催
- * 遺言書作成 70代の約6割が前向き
- * 災害時の「自衛的備蓄」確保を依頼

《告知》

- * 平成30年度 社会福祉法人会計初任者研修

伴走型介護についても解説し、「実現するには支え手が明確な自立観を持ち、アセスメントによりその人が何を望んでいるのか、何をかなえたいのかを受け取り、描く力が要求される」と指摘。そのためにはアセスメントにおいて「情報収集・分析・統合」の3つの機能に注目するなど具体的なノウハウを紹介し、「サービスプランを共有しても臨床像が共有できないと伴走型介護はできない。看護職員としてどういった支援を取り入れていくのかを、介護職員等と協力しながら実践していただきたい」とエールを送った。

○特養における看取りの現状と課題を報告

千葉大学大学院看護学研究科健康管理看護学領域准教授の池崎澄江氏は「特別養護老人ホームの看取りの現状と課題」と題して講演した。池崎氏は、看取り介護が増えている現状を解説し、昨年度に実施した「特別養護老人ホームでの看取り介護の実践状況に関する調査」について報告。終末期や看取りに関する入所者や家族への説明では、入所時は生活相談員の果たす役割が大きく、不安定期や看取り期に移行するに従い、看護職員の役割が増していくこと、看取り介護の中心的な役割を果たすのは看護職員、さらには生活相談員だと回答した施設長が多かったことなどを紹介した。それを踏まえ、「特養の看護職は、質の高い看取りについて考える姿勢と、施設内のチーム力を発揮できるよう、医療専門職として継続的に実践力を高めるよう努めてほしい」と述べた。

○ワーク形式でコミュニケーションスキルを習得

医師で株式会社アクリート・ワークス代表取締役の守屋文貴氏は「他職種のを引き出すための関わり方のヒント 看護職のためのコミュニケーションスキルトレーニング」をテーマに、ワーク形式の講演を行った。参加者同士でペアになり、自己紹介や挨拶のエクササイズなどを行い、コミュニケーションがコンテンツ(話の内容)とコンテキスト(場の雰囲気や人間関係)から成り立っていて、特にコンテキストが大きな影響を与えていることを説明した。また、ペアの片方が目をつぶり、もう片方の人の誘導に従って歩く“ブラインドウォーク”では、目の見えない相手に対してどのように誘導するかを参加者が模索することで、伝えるスキルや支援のスタンスを学んだ。

「目をつぶった方は、どのような誘導だと不安に感じるかを実感したと思う。相手の立場に立った説明や、何歩先で曲がるなどの全体像を示すことが支援するうえでのポイントとなる」と、看護職員に必要なコミュニケーションのあり方を示した。



**関係通知等を踏まえ、
会計処理の実務に必要な知識・スキルを学ぶ**
全国老施協「平成30年度社会福祉法人会計基準実践的基礎講習」8月21日～23日

全国老施協は8月21日～23日、「平成30年度社会福祉法人会計基準実践的基礎講習」を都内で開催した。全国から約110人が参加し、会計基準省令および関連通知を通じて、会計実務担当者が押さえておくべき社会福祉法人会計のポイント、実務で必要となる知識、スキルを宮内会計事務所の税理士・宮内眞木子氏、栗原英彰氏から学んだ。

ポイント

- 「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」を踏まえ、会計処理の実務に求められる知識・スキルを学ぶ

日本の介護を変えるため、全国老施協は本気で取り組む

開会にあたり太田二郎常任理事・統括幹事が挨拶したのち、全国老施協が抱えている課題、制度・政策に対する取り組み状況について基調報告を行った。太田統括幹事は、「厳しい財政事情のなかで、一般歳出の3分の1を占める社会保障関係費の削減をメインとした社会保障制度改革を政府は断行している」とし、政策の方向について「新しい経済政策パッケージ」「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」を取り上げて解説した。



このなかで太田統括幹事は、介護職員の処遇改善に消費税率のアップ分を財源として公費1,000億円を投じる政府案について、「『勤続10年以上の介護福祉士に月額8万円』という部分が独り歩きしているが、他職種の処遇改善も不可欠。全国老施協では、他職種への配慮の必要性を再三、国に強く申し入れ柔軟な運用を認めることを前提とできた」と説明。また、「『骨太の方針2018』に対して、全国老施協は『2019～21年における介護分野等の経済財政運営と改革の基本方針に対する提案 JS Draft2018』を提言した。我々は、日本の介護を変えたい！と本気で取り組んでいる」と力を込めて語りかけた。

内部統制を前提として、適正かつ公正な支出管理を実現する

1日目、2日目は宮内氏が講義を行った。宮内氏はまずはじめに「社会福祉法人制度改革と財務会計」をテーマに講演。併せてテキストを参照しつつ、重要な箇所を強調し、社会福祉法人会計の変遷、計算書類の体系、会計の役割、複式簿記の仕組みと会計記録の内部統制などについて、具体例を交えながら、わかりやすく説明した。社会福祉充実残額について、「充実残額がマイナスだったので、社会福祉充実計画を出さなくてよいので良かった、で済ましてはいけない」と指摘し、「社会福祉充実残額がマイナスということは、事業継続に必要な内部留保が足りていないということ。事業（拠点）単位ごとに身の丈を判断する必要がある」と警鐘を鳴らした。そして、「運転資金は足りているか、借金の返済はできそうか」と、財務の安全性の最小限を分析する必要性を指摘し、その際は「減価償却自己資金が混在していないかのチェックを忘れずに」とアドバイスした。

3日目は栗原氏が講義・演習を行った。まず参加者からの質問に答え、その後、固定資産の管理、減価償却制度などを説明した。午後は、実際の取引事例に近いモデルを設定した演習問題を解きながら、関連知識について説明を加える形で進められた。



次年度予算概算要求等に向けて、要望書を提出

介護人材確保に向け、「目に見える“介護への注力”」を求める
全国老施協 8月

全国老施協は8月、厚生労働省ほか関係各所に対し、「平成31年度予算概算要求・税制改正について(要望)」を提出した。

ポイント

- 深刻な介護人材不足を乗り越えるため、政府による「介護人材への投資」を主張
- 3つの視点：若者(将来ビジョン)、アクティブシニア(就労環境)、外国人材(言語教育・住環境)

次年度予算については、今月末にも各府省庁から財務省へ概算要求書が提出され、年末に向けて基本方針を取りまとめるべく編成作業が行われる。

全国老施協の要望書は、各委員会の議論をもとに本年6月に公表した「2019年～21年における介護分野等の経済財政運営と改革の基本方針に関する提案～JS Draft 2018～」をベースにしたもので、介護人材不足の深刻な現状を乗り越えるインパクトとして、政府による「目に見える“介護への注力”」が必要とし、「介護人材への投資」を主張。

視点として、若者に対する「処遇改善等を軸とした、将来も介護で働き続けることができるというビジョンづくり」、アクティブシニアに対する「心身ともに就労環境を整備することで、介護を現実的な選択肢とすること」、外国人材に対する「働きながら学べる言語教育体制と安定した住環境の整備による、受入れ制度本来の趣旨に専念できる環境づくり」を挙げている。

以下からダウンロード可能

「平成31年度予算概算要求・税制改正について(要望)」

<http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/proposal/detail/109>



養護老人ホーム 人員基準改正を公布

厚生労働省 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布について」 8月2日

厚生労働省は8月2日、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布について」を自治体関係者に通知した。

ポイント

- サテライト型養護老人ホームでは、主任生活相談員の配置基準を、常勤換算方法で1以上とする
- 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームでは、看護職員の配置基準を、常勤換算方法で1以上とする

○今年 10月1日から施行

今回公布された改正の概要は下記の通り。

サテライト型養護老人ホームを設置することのできる本体施設に、養護老人ホームを追加する。

サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を、常勤換算方法で1以上とする。

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準を、常勤換算方法で1以上とする。養護老人ホームに栄養士、調理員、事務員、その他の職員が配置されているときは、サテライト養護において栄養士、調理員、事務員、その他の職員を配置しなくてよい。

看護職員の配置基準については、全国老協が「地域福祉を支える養護老人ホームの今後のあり方に関する意見」(平成28年11月11日)で改正を求めてきたことで、今回の改正省令で要望が実現した形となった。

これにより看護職員については、非常勤職員との組み合わせによる看護職員の確保が可能となり、人材確保に役立つものと期待される。

改正は10月1日から施行される。



ACP 愛称を募集

厚生労働省 9月14日まで

厚生労働省は8月13日、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の愛称を募集すると発表した。

ポイント

- ACPの普及に向け、多くの人に馴染みやすい愛称を募集
- 応募締め切りは9月14日(金)

○ACPの重要性の浸透に向けて、ポスターやリーフレットなどで愛称を活用

厚生労働省は、年齢と関係なく健康なときから人生の最終段階における医療・ケアについて考える機会を持ち、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」の普及に取り組んでいる。今回、ACPが医療・介護の現場だけでなく、国民の生活にも浸透するように、多くの人に馴染みやすい愛称を募集した。

応募の締め切りは9月14日(金)。電子メール、郵送、ファックスで応募できる。

愛称選定委員として、元NHKアナウンサーの内多勝康さん、タレントの小藪千豊さん、放送作家の小山薫堂さんらが参加。10月ごろに愛称選定委員会を開催し、11月以降に決定・公表する予定。

選ばれた愛称は、ポスターやリーフレット、ホームページへの掲載など、ACPの周知・広報に積極的に活用していく。

(参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00775.html)



レノファ健康・元気体操を開発、発表

社会福祉法人ひとつの会 8月18日

社会福祉法人ひとつの会(山口県防府市)は8月18日、サッカーJリーグ所属の株式会社レノファ山口と連携して開発した「レノファ健康・元気体操 produced by ひとつの会」を発表した。主な対象は高齢者だが、子どもから高齢者まで一緒にできる体操として、レノファ山口とともに、県内の自治体に実施を呼びかけていく。

ポイント

- 地域の「健康寿命の延伸・高齢者支援」に向けて、Jリーグ・レノファ山口と社会福祉法人ひとつの会が連携して“健康体操”を開発
- 山口県内の自治体に実施を呼びかけ

「Jリーグで地方創生」活動の一環として取り組み開始

J2リーグに所属するレノファ山口は、2017年から「オール山口 Jリーグで地方創生」活動を実施し、健康増進や高齢者支援、世代交流などに取り組んでいる。そのなかで、特に「健康寿命の延伸・高齢者支援」の推進を図るために、日常的に福祉・地域の活性化に取り組んでいる社会福祉法人との連携を模索していた。そこで18年、「高齢者向け健康体操」の制作を社会福祉法人ひとつの会に依頼。同法人の機能訓練指導員が中心となり、「レノファ健康・元気体操」を開発した。

記者発表では、全国老協副会長で社会福祉法人ひとつの会理事長の内田芳明氏が「レノファ山口様から連携の依頼をいただき、理学療法士や作業療法士などの専門職を中心に開発を進めてきた。当会は今年、創立15周年を迎えており、レノファ山口様との連携はご縁だと感じている。少子高齢化が進むなか、体操を県民に知ってもらう活動に携われることは意義のあること。今後も、地域の活性化の取り組みに力を注いでいきたい」と挨拶した。

また、視察に訪れた全国老協の松本敦副会長は「体操の制作発表の場に同席させていただき、全国老協としても光栄に感じている。企業と社会福祉法人が連携し、地域貢献を行う事例はまだ多くはないが、山口県から発信し、各地のモデルケースになってほしいと思う。この取り組みが山口県全体の活力になると確信している」と活動にエールを送った。

レノファ山口代表取締役社長の河村孝氏は「明治150年の今年、山口から元気を発信していくパートナーシップが組めてうれしい。子どもから高齢者までが、運動を通じて笑顔になれるのが素晴らしい。笑顔を山口から全国に発信し、運動を盛り上げていきたい」と述べた。

機能訓練の各専門職が工夫と改良を重ね完成

同法人は「レノファ健康・元気体操」の制作にあたり、機能訓練指導員を中心としたプロジェクトチームを結成した。理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を持ち、機能訓練指導員として働く4人が、福祉現場で経験してきた要素と身体のメカニズム・日常的な生活動作の要素を掛け合わせ、「効果的で体を動かしたくなる体操」を考案。レノファ山口のテーマソングである「RENOFA SOUL」の軽快なテンポに合わせてつつ、高齢者でも取り組みやすいよう、立位と座位バージョンの体操に仕上げた。

制作発表当日は、同チームの試合前に開発にかかわった4人が体操を披露。観客も一緒に体を動かし、体操を楽しんだ。

プロジェクトリーダーとして4人を支えてきた谷口洋一さんは、「当法人は、地道に健康教室を開催してきており、今回、皆さんの前で取り組みをお披露目できて、とてもうれしい。社会福祉法人には、機能訓練指導員が少ないこともあり、何とか彼らの活動に光を当ててあげたいとも思っていた。今回、彼らも達成感を感じてくれているようで、わが子のことのようにうれしい」と感激を表した。

「レノファ健康・元気体操」は今後、機能訓練指導員がインストラクターとなり、アンバサダー制度を設ける。9月以降、各自治体で実施している健康体操と連携するなどし、普及活動を行う。



軽費・養護老人ホーム経営セミナーを開催

独立行政法人福祉医療機構 11月2日

独立行政法人福祉医療機構は、11月2日（金）に軽費・養護老人ホーム経営セミナーを開催する。

ポイント

- 11月2日（金）に、大阪でセミナーを開催。軽費老人ホーム、養護老人ホームが地域で担うべき役割を学ぶ

さまざまなソーシャルワーク機能の役割に期待

介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得高齢者の増加が見込まれるなか、生活が困難な低所得高齢者に対する受け皿として、軽費老人ホームや養護老人ホームの役割が今後ますます重要になってくる。さらに、地域包括ケアシステムの実現に向けたソーシャル機能も必要不可欠であり、軽費老人ホームおよび養護老人ホームには、地域で信頼される施設として積極的にさまざまな事業に取り組むことが求められる。

こうした状況を受け、今回のセミナーでは、実践事例をもとに軽費・養護老人ホームが地域において果たす役割を改めて考える。

セミナーの詳細は下記 URL を参照。申し込みも同 URL から受け付けている。

（参考資料：

<http://www.wam.go.jp/hp/%E8%BB%BD%E8%B2%BB%E3%83%BB%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E8%80%81%E4%BA%BA%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0%E7%B5%8C%E5%96%B6%E3%82%BB%E3%83%9F%E3%83%8A%E3%83%BC>

L)



遺言書作成 70代の約6割が前向き

特定非営利活動法人国境なき医師団日本 「『遺贈』に関する意識調査2018」 8月14日

特定非営利活動法人国境なき医師団日本は8月14日、「『遺贈』に関する意識調査2018」の結果を公表した。同調査は、近年「法定相続人がいない」「社会への恩返しがしたい」などの理由で関心が高まっている「遺贈」に関する現状や課題を明らかにすることを目的に、今年6月22日～28日に実施。全国の20代～70代の男女1200人を対象に、インターネットで調査した。

ポイント

- 遺言書作成に70代の約6割が前向き。70代の8割以上が「遺贈」を認知
- 遺贈を役立てたいのは、「人道支援」「医療支援」「災害復旧支援」などの社会貢献

年代を問わず、「社会貢献に役立てたい」と希望

遺贈とは、「遺産を子どもや配偶者などの法定相続人に継承させる以外に、遺言に基づいて法定相続人以外の特定の個人や団体に遺産の一部または全部を譲り渡すこと。親しい友人やお世話になった人だけでなく、NGO・NPO法人などの団体にも、遺産の一部または全部を継承できる。

調査結果の概要は下記のとおり。

- ・遺言書の準備の必要性を理解している人は、60代で45.5%、70代では58.5%と半数以上に上り、高年齢層ほど「遺言書準備は“自分ごと”」と認識している。特に男性の70代では11.0%が「すでに遺言書の準備を済ませた」と、意識の高さがうかがえる。
- ・「遺贈」の認知度は全体の64.4%、理解度は35.9%と、3分の2が多少なりとも知っているという結果だった。認知度・理解度ともに、年代が上昇するほどに高まる傾向にあり、70代では85.5%が認知しており、60代以上の高齢者世代で注目度の高いトピックとなっている。
- ・遺贈の意向度は年代によって大きな差はなく、「親族以外に資産を継承する『遺贈』ができると思う」は、全体で51.7%だった。
- ・遺贈の最大のメリットとして、全体の46.1%が「遺産の託し先を自分で決められること」を挙げた。次いで、税制上のメリットである「遺贈先によっては相続税の控除が受けられる」（40.8%）を挙げる意見が多かった。
- ・遺贈を役立てたい分野は（複数回答）、「人道支援」（22.4%）、「医療支援」（17.8%）、「災害復旧支援」（15.8%）と、社会貢献が上位を占めた。特に60代以上の高年齢層ほど、人道・医療支援のために遺贈したい気持ちが強かった。
- ・家族や親族が遺贈を希望した場合の賛否について、賛同するという回答が最も多かったのは「自身の子ども」（57.2%）。次いで「自身の親」（53.8%）、「自身のその他親族」（53.3%）、「自身のパートナー（夫・妻）」（52.8%）が続いた。特に男性の70代では、「妻」が遺贈することに64.0%が賛同すると答えた。

（参考資料：http://www.msf.or.jp/legacy_survey2018/pdf/survey2018.pdf）



災害時の「自衛的備蓄」確保を依頼

資源エネルギー庁 「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金の募集について」

資源エネルギー庁では、避難所や病院等の社会的重要インフラ等への燃料備蓄を推進すべく、石油タンク等の設置を支援する事業を実施している。

ポイント

- 資源エネルギー庁が、災害時の燃料備蓄のための石油タンク設置、自家発電設備の導入を補助する事業を実施。活用を呼びかけ

災害時において、道路等が寸断した場合に、ガソリンスタンドなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、避難所や避難困難者を抱える病院や福祉介護施設等においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時の業務継続を確実にする有効な方策となる。

燃料備蓄のための石油タンク設置、自家発電設備の導入に向け、同庁は本事業を活用するよう呼びかけている。

募集期間について

平成 30 年度事業：(3 次公募) 8 月 31 日 (金) まで

4 次公募も予定。

事業内容、応募方法、問い合わせ先等について

事業内容、募集要件、問い合わせ先等の確認は、以下の URL から。

執行団体：一般財団法人エネルギー総合工学研究所

(参考資料：<http://www.iae.or.jp/fy30-sekiyu3rd/>)

平成 30 年度 社会福祉法人会計初任者研修

～ 適正かつ公正な支出管理を！～ 社会福祉法人会計入門編

開催趣旨

本会では毎年、社会福祉法人の行う介護保険事業の基礎的な会計知識と月次の会計処理を学ぶ「社会福祉法人会計基準実践的基礎講習」と社会福祉法人会計による決算処理の正しい理解と運用を目的とした「社会福祉法人会計実践的決算講習」を開催してきましたところですが、

しかしながら、社会福祉法人会計は法人に求められる財務管理への正しい理解と制度改革を踏まえた適切な決算書作成が求められており、このたび多くの要望をうけ、社会福祉法人会計に携わる初任者の方を対象とした入門編を開催することとなりました。

社会福祉法人会計の基礎的な知識を中心に、講義・演習を通じて、一般的な会計入門としての複式簿記等記録の技術に関する理解と、社会福祉法人に求められる「適正かつ公正な支出管理」の始点を担当する方にとって必要な制度的財務会計の入門的知識の習得を目的に開催いたします。

開催期日・会場	[大阪会場]平成 30 年 9 月 19 日(水)～20 日(木) 『TKP ガーデンシティ PREMIUM 心斎橋』 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 4-3-2 ヒューリック心斎橋ビル 3F [仙台会場]平成 30 年 9 月 27 日(木)～28 日(金) 『仙台サンプラザ』 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 5-11-1
定員	各 200 名
参加対象	新任の会計実務担当者など 税理士、公認会計士及びコンピューターシステム会社等の関係者の参加はご遠慮ください
参加費	会員：15,000 円 非会員：30,000 円
申込締切日	{大阪会場}平成 30 年 8 月 29 日(水)——{仙台会場}平成 30 年 9 月 6 日(木)—— 申込締切日を延長し、FAX 申込みのみ当日まで受付いたします。
持ち物	研修受講の際、必ず電卓、附箋をお持ちください

[平成 30 年 9 月 19 日(水)、平成 30 年 9 月 27 日(木)]

時間	内容
13:00～13:05	開会挨拶 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
13:05～13:40	基調報告 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
13:40～18:00 適宜休憩	講義 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人制度の沿革 ・あなたと社会福祉法人の関係 ・適正かつ公正な支出管理 ・専門用語の克服 ・資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表 ・複式簿記の仕組みと機能 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>このたび社会福祉法人会計初任者の方を対象とした入門研修を初めて開催することとなりました。制度の成り立ちから担当者に求められる役割まで 2 日間にわたり、わかりやすく丁寧に指導いただきます。質疑応答の時間も設けますので、積極的にご参加ください。</p> </div> <p style="text-align: right;">宮内会計事務所 税理士 宮内 眞木子氏</p>

[平成 30 年 9 月 20 日(木)、平成 30 年 9 月 28 日(金)]

時間	内容
9:30～15:00 適宜休憩	講義 <ul style="list-style-type: none"> ・経理規程の構成と機能 ・出納職員の仕事の具体的なルール <p style="text-align: right;">宮内会計事務所 税理士 宮内 眞木子氏</p>

紙面の都合で研修内容の詳細は掲載できないため、本会ホームページ (<http://www.roushikyo.or.jp/>) 掲載中の開催要項をご覧ください。

[担当] 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 (担当: 村上、田中、山田、林、尾崎)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7 F .03-5211-7700 Fax.03-5211-7705